

佐賀県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十二月三十一日から平成二十二年二月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	変更前後の別
県道 唐津港線 唐津市海岸通七二八二番一 一四地先から 唐津市海岸通七二八二番九 九地先まで 唐津市妙見町七二八三番二 ○地先から 唐津市海岸通七二八二番九 九地先まで	前	後
	幅員 メートル	幅員 メートル
	延長 メートル	延長 メートル